

令和8年度 徳島県職員奨学金返還支援事業補助金 募集要項

1 徳島県職員奨学金返還支援事業について

徳島県職員奨学金返還支援事業（以下「本事業」という。）は、徳島県職員のうち、インフラ整備や維持管理に重要な役割を担う土木系技術職の人材確保及び定着を図るため、当該職員の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

交付にあたっては、徳島県補助金交付規則、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱及びこの要項に基づき交付します。

2 返還支援までの主な流れ

	時 期	内 容	行為主体
1	令和8年9月～令和8年10月30日	助成候補者の認定申請	本人⇒徳島県
2	令和8年11月頃	助成候補者の決定	徳島県⇒本人
3	令和11年4月頃	補助金交付申請	本人⇒徳島県
4	令和11年4月頃	補助金交付決定	徳島県⇒本人
5	採用4年目～8年目 (毎年度1回、4月頃を予定)	補助金の請求	本人⇒徳島県
		代理返還	徳島県⇒日本学生支援機構

※「1 助成候補者の認定申請」の申請時期について、年度途中採用者は別途期日を定めます。

3 申請対象者

(1) 下記のすべてに該当する方であれば、申請することができます。

ア 徳島県において、令和8年度以降に、総合土木、林業、建築の職種に任期の定めのない常勤の一般職として採用された者

イ 大学等において、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けていた者で、返還残額がある者

※アには令和7年10月1日以降に、総合土木、林業、建築の職種に任期の定めのない常勤の一般職として年度途中採用された者を含みます。

(2) (1) のすべてに該当する場合でも、下記のいずれかに該当する方は、本事業の対象から除きます。

ア 徳島県職員を退職した場合

イ 奨学金の返還が免除された場合

ウ 奨学金の返還を滞納した場合

※申請時点で滞納が解消されている場合は、申請対象となります。

エ 補助対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超える場合

オ その他知事が不適当と認める場合

4 対象奨学金

返還支援の対象となる奨学金は、日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」又は「第二種奨学金」とする。

5 補助金の交付対象額及び返還支援方法等

補助金の交付対象額及び返還支援方法等は、次の別表のとおりです。

日本学生支援機構に代理返還制度における繰上返還を利用して県が直接支払います。当該年度の代理返還が完了した際には、県から支援対象者に、毎年度その旨を通知します。

※支援決定後に本人が繰上返還を行った場合、代理返還が終了又は返還支援額が減額となる場合があります。

※「返還期限猶予中」や「減額返還中」等の場合は、代理返還制度を利用できません。本事業の趣旨を踏まえ、上記の状況を解消しておいてください。

※奨学金の返還状況について、奨学金の貸与を受けていた状況を証する書類（奨学金返還証明書）の提出にて確認します。提出期日は別途案内します。

※奨学金の返還を滞納している場合は、当該年度の返還支援は行いません。

※地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による懲戒処分として停職の処分を受けた場合及び地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による分限処分として休職の処分を受けた場合、当該期間が生じた月数分の金額を毎年度支援額から控除して返還支援を行います（月の途中に一日でも停職、休職期間が生じた場合は一月と数えます。）。控除の際に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※退職した場合、当該期間が生じた月数分の金額を毎年度支援額から控除して返還支援を行います（退職した日が月末の場合は、翌月以降の月数分の金額を毎年度支援額から控除して返還支援を行います。また、退職した日が月途中の場合は、その月以降の月数分の金額を毎年度支援額から控除して返還支援を行います。）。控除の際に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

別表

補助対象経費	支援基準額	補助金の支払い	支援回数	代理返還制度における返還方法
大学等在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた日本学生支援機構の第一種奨学金の返還に要する経費	第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と1,250千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	初回の支払いについては、最初の就業期間36月分に対し、支援基準額を5で除して得た額を当該期間経過後に支払うこととし、2回目以降の支払いについては、初回支払日の翌	就業期間が36月を超えた年度から5会計年度（年度途中採用については別に定める。）において、各会計年度1回ずつ5	繰上返還による
大学等在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた日本学生支援機構の第二種奨学金の返還に要する経費	第二種奨学金の借受総額に3分の1を乗じて得た額と850千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	年度以降、各年度の前年度の就業実績に対し、支援基準額を5で除して得た額を基礎として、退職、停職（地方公務員法第29条第2項の規定による停職をいう。）等により当該	回を限度として支援基準額に相当する額を支援する。ただし、返還残額が毎年度の支援額を下回った年度以降の支援は行	
大学等在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金の返還に要する経費	第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額が850千円以上の場合、第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と1,250千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	期間が生じた月数分の金額に相当する額を控除して支払うこととする。また、各補助金の額に1,000円未満	わない。その他、知事が特に必要と認める場合は別に定める。	
	第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額が850千円に満たない場合は、第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額に第二種奨学金の借受総額に3分の1を乗じて得た額を加算した額と850千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。その他、知事が特に必要と認める場合は別に定める。		

《支援金額算定例》

○日本学生支援機構の代理返還制度における返還方法は、以下の２種類があります。

- ① 繰上返還：返還期日が到来していない割賦金を繰り上げて返還
- ② 先掛返還：返還期日が到来していない割賦金を前もって入金

○代理返還は①繰上返還で支払います。

○返還支援期間中においても、支援対象者本人の支払が毎年度発生（例１・例２参照）

（例１）＊第一種奨学金の貸与を受けた総額3,240,000円

＊返還残期間が20年（R8.10～R27.9）の場合

＊返還残額3,240,000円、毎年度の返還額170,520円、毎月の返還額14,210円の場合

- ・支援基準額：1,250,000円（3,240,000円÷2＝1,620,000円）※上限125万円
- ・年度当たりの補助金額：1,250,000円÷5＝250,000円
- ・支援回数：５回（毎年度、県から日本学生支援機構に１回支払予定）
- ・補助金の総額：1,250,000円（年度当たりの補助金額250,000円×支援回数５回）

＜各年度における返還＞

	総額	採用１年目 令和８年度	採用２年目 令和９年度	採用３年目 令和１０年度	採用４年目 令和１１年度 (最初の36月分)	採用５年目 令和１２年度 (36月超:12月分)	採用６年目 令和１３年度 (36月超:12月分)	採用７年目 令和１４年度 (36月超:12月分)	採用８年目 令和１５年度 (36月超:12月分)
補助金の額	1,250,000円	-	-	-	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円
本人支払額	-	85,260円	170,520円	170,520円	170,520円	170,520円	170,520円	170,520円	170,520円
返還残額	3,240,000円	3,154,740円	2,984,220円	2,813,700円	2,393,180円	1,972,660円	1,552,140円	1,131,620円	711,100円

（例２）＊第一種奨学金の貸与を受けた総額1,000,000円

＊返還残期間が12年（R8.10～R19.9）の場合

＊返還総額1,000,000円で、毎年度の返還額90,900円、毎月の返還額7,575円の場合

- ・支援基準額：500,000円（1,000,000円÷2＝500,000円）
- ・年度当たりの補助金額：500,000円÷5＝100,000円
- ・支援回数：４回（※返還残額が毎年度の支援額を下回ったR15年度以降の支援は行わない。）
- ・補助金の総額：400,000円（年度当たりの補助金額100,000円×支援回数４回）

＜各年度における返還＞

	総額	採用１年目 令和８年度	採用２年目 令和９年度	採用３年目 令和１０年度	採用４年目 令和１１年度 (最初の36月分)	採用５年目 令和１２年度 (36月超:12月分)	採用６年目 令和１３年度 (36月超:12月分)	採用７年目 令和１４年度 (36月超:12月分)	採用８年目 令和１５年度 (36月超:12月分)
補助金の額	400,000円	-	-	-	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	-
本人支払額	-	45,450円	90,900円	90,900円	90,900円	90,900円	90,900円	90,900円	9,150円
返還残額	1,000,000円	954,550円	863,650円	772,750円	581,850円	390,950円	200,050円	9,150円	0円

6 助成候補者の認定の申請

(1) 申請期間

令和8年9月から令和8年10月30日（金）まで

(2) 申請方法

次の書類を所属及び主管課を通じて徳島県企画総務部人事課人事担当までご提出ください。

提出書類の審査及び必要に応じて調査等を行い助成候補者の認定を行います。

- ア 徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書（徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の様式第1号）
- イ 奨学金の貸与を受けていた状況を証する書類（奨学金返還証明書）
※奨学金返還証明書（採用された日以降に発行されたもの）は日本学生支援機構のHPから発行することができます。申請から発行までに2週間程度かかる場合がありますので、時間に余裕をもって申請してください。奨学金返還額証明書ではないのでご注意ください。
- ウ 奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書（交付要綱の様式第8号）
- エ その他知事が必要と認める書類

7 補助金の交付申請及び支援決定

就業期間が通算で36月以上となり補助金の交付の申請をする助成候補者は、別に定める期日までに、次の書類を所属及び主管課を通じて徳島県企画総務部人事課人事担当までご提出ください。

- ア 徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付申請書（交付要綱の様式第4号）
- イ 奨学金の返還状況を証する書類（奨学金返還証明書）
- ウ 奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書（交付要綱の様式第8号）
- エ 徳島県職員奨学金返還支援事業補助金の受領に関する委任状（様式第10号）

提出書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（交付要綱の様式第5号）により補助金の交付決定を行います。また、交付決定が不相当と認める場合はその旨を通知します。

※申請期間等は、助成候補者へ別途ご案内いたします。

8 状況報告

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、別に定める期日までに、次の書類を所属及び主管課を通じて徳島県企画総務部人事課人事担当までご提出ください。

- ア 徳島県職員奨学金返還支援事業状況報告書（交付要綱の様式第7号）
- イ 奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書（交付要綱の様式第8号）
- ウ 奨学金の返還状況を証する書類（奨学金返還証明書）

※状況報告は、支援を実施する年度毎に行っていただきます。

※提出期間等は、補助事業者へ別途ご案内いたします。

9 補助金の請求

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、別に定める期日までに、次の書類を所属及び主管課を通じて徳島県企画総務部人事課人事担当までご提出ください。

ア 補助金請求書（交付要綱の様式第8号）

イ 交付決定通知書の写し

※補助金の請求は、支援を実施する年度毎に行っていただきます。

※提出期間等は、補助事業者へ別途ご案内いたします。

10 その他

県は、本事業の円滑な遂行を図るため、申請者に対し、必要な調査又は報告を求め、是正を要する事項があると認める場合は、必要な措置をとるよう求める場合があります。正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合は、支援決定内容の全部又は一部を取り消すことがあります。

11 個人情報の取扱いについて

県が保有する情報について、本事業実施の目的に限り、必要な範囲内で関係機関に提供する場合があります。

12 疑義の決定等

本募集要項の各事項の解釈について、疑義を生じたとき、又は交付要綱及び募集要項に定めのない事項については、県が定めるものとします。

13 問合せ先

徳島県企画総務部人事課人事担当

電話：088－621-2358

